

ルイズ・メレット「不均衡な管轄合意の効力」

Louise Merrett, *The Future Enforcement of Asymmetric Jurisdiction Agreements*,
International and Comparative Law Quarterly, Vol.67, pp. 37-61 (2018)

後 友 香 (大阪大学大学院法学研究科博士前期課程 2 年)

この論文で扱われている不均衡な管轄合意とは、提訴できる裁判所について、一方当事者に複数の提訴地の中からの選択を認めるのに対し、他方当事者には 1 つの提訴地しか認めないものをいう。このような合意がされる典型例は、前者が貸主である銀行、後者が借主である事業会社の場合である。消費者契約や労働契約などでも不均衡な管轄合意がされることがあるが、それらはこの論文の対象外とされ、BtoB の場合が対象とされている。

この論文の著者は、ケンブリッジ大学で国際取引法の Reader(日本の准教授に相当)を務めており、イングランド法の観点からの分析である。そもそも、コモンローの下では、管轄合意は当事者間の他の事項に関する契約から切り離され、独立した合意として扱われる。管轄合意の意味内容の解釈、強迫・詐欺・不当圧力等が合意の有効性に与える影響等の問題に適用される法は、契約全体の準拠法による一方で、有効とされた管轄合意に与えられる法的効果は、裁判所の管轄の問題であるとされ、法廷地法が適用される。イングランドでは、第一に、EU 加盟国間での統一ルールであるブリュッセル Ibis 規則(Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast). 以下、「Ibis 規則」という)が法廷地法とされ、それが適用されない限りでコモンローが適用される。

著者は、管轄合意の解釈の問題とその法的効果の問題とに分けて論じている。まず、解釈についてである。管轄合意には、特定の裁判所の管轄に服するという積極的な要素と、他の裁判所で訴えないという消極的な要素があり、前者のみの合意を非専属的、双方を含む合意を専属的と区分することがあるが、その区分よりも、当事者が特定の合意で負う明示又は黙示の個々の義務に着目すべきであるとされる。では、イングランド法が準拠法となる場合、管轄合意はどのように解釈されるべきか。合意の適正な解釈は当該合意自体の文言によるが、イングランド法の下では一部修正されている。例えば、典型的な銀行と借主の間の不均衡な管轄合意の場合、借主は、銀行が提訴を認められている提訴地すべての裁判所の管轄に服するのではなく、その中でも、関連する管轄ルールの下で管轄を有する裁判所の管轄にのみ服すると解されている。

次に、法的効果についてである。第一に、Ibis 規則の下での法的効果について、同 25 条は、

当事者が EU 構成国裁判所に管轄を与える合意をしたときは、別段の意思表示が無い限りその裁判所は専属管轄を有すると規定しており、この規定は不均衡な管轄合意にも適用される。また同 31 条 2 項は、専属的管轄合意がある場面で重複した訴訟係属が生じた場合における、専属的管轄合意により指定された裁判所の優先を規定しており、この規定は不均衡な合意における借主の側面にも適用されることが明らかにされている。

第二に、当事者自治を基礎とするコモンローの下では、不均衡な合意中の義務に法的効果が与えられないとする根拠としては、①当事者間の不公平、②司法への平等なアクセスを定めるヨーロッパ人権条約 6 条、③不確実性、の 3 つが想定されるとする。①については、判例により、契約の条項が一方当事者により良い権利を与えているだけでは合意の有効性は否定されないとされている。②については、当事者によって選ばれた裁判所における司法アクセスを指すのであって、法廷地の選択に向けられているのではないとした判例がある。③については、確かに不確実な合意の履行は認められないが、それは不均衡な合意に固有の問題ではないし、判例でも、不均衡な管轄合意につき不確実であるとの主張を認めなかったものがある。以上のことから、イングランドでコモンローが法廷地法として適用される限り、不均衡な管轄合意の効果が否定される可能性は低い。

Brexit 後、Ibis 規則をはじめとする EU の立法はイングランドに直接的に拘束力を持たなくなると考えられる。そうすると、イングランドの裁判所における管轄合意の法的効果(有効性)は、前述のコモンローの下におかれる一方で、他の EU 構成国裁判所におけるイングランドの裁判所を指定する管轄合意の有効性は、各国内法の問題となる。とすれば、筆者によれば、当事者は、①2015 年に英国を含む EU が批准したハーグ管轄合意条約(The Hague Convention of 30 June 2005 on Choice of Court Agreements)、②損害賠償請求、③訴訟差止命令等の代替的な方法に拠るようになるであろうとされる。①は、専属的管轄合意にのみ適用があるが、同 3 条 a 号で定義されている専属的管轄合意に不均衡な管轄合意は入らず、したがって、同 22 条の下で非専属的な合意についての宣言をした場合にのみ、不均衡な管轄条項は条約のルールに従うとされている。管轄合意に違反した場合に問題となる②は、Ibis 規則の下では認められるか明らかではないが、コモンローの下では判例でその有効性が確立されており、さらにそれが不均衡な合意の場合にも妥当することも明らかにされている。③は、EU に加盟している間は、EU 構成国間の相互信頼と信任の原則によって利用できないが、EU 脱退後は再度利用可能になると考えられる。

以上が、この論文において実務的に意義があると思われる部分の紹介である。これを参考にすれば、日本企業が外国企業との間の契約中に不均衡な管轄合意を定め、その中にイングランドの裁判所を含む場合には、以下の点に注意すべきであるということになる。すなわち、契約全体の準拠法が管轄合意の有効性にも適用されることを前提とし、イングランド法が準拠法となる場

合には、指定する提訴地において果たしてそのような指定に効力が与えられるのかを確かめる必要がある。また、法的効果の点では、**Brexit** までの間は、**Ibis** 規則とコモンローのそれぞれが局面に応じて適用されるが、**Brexit** 後は、不均衡な管轄合意の効果を認めることに好意的なコモンローのみが適用されることになるため、不均衡な管轄合意に、より安定的に法的効果が付されるということになりそうである。加えて、合意により排除したはずの裁判所で相手方が提訴してきたような場合に備える損害賠償予定条項(但し **penalty** を予め定めた条項とならないように注意しなければならない)の活用や訴訟差止命令もイングランドでは認められる可能性が高いという点も重要であろう。